

日本脳炎ワクチン予防接種について

北海道では、これまで40年以上日本脳炎の患者がなく、感染を媒介する蚊も生息していないため、予防接種を行う必要のない区域に指定されていました。

しかし、道民が日本脳炎の発生している道外や海外に行き来する機会が増え、日本脳炎に感染する可能性が高まっているため平成28年4月より、定期予防接種として行っています。

詳しい定期接種の概要は次のとおりです。生年月日により対象期間が異なりますのでご注意ください。

1 平成21年10月2日以降に生まれた方

【1期】①対象年齢：生後6か月から90か月（7歳6か月）に達するまで

※標準的な接種年齢は初回免疫が3歳、追加免疫が4歳。

②接種回数：初回免疫2回と追加免疫1回。合計3回

③接種間隔：初回免疫は6日以上の間隔をあけて2回接種し、その後、6か月以上の間隔をおいて追加免疫を1回接種。

※標準的な接種は、初回免疫は6～28日の間隔をあけて2回接種します。

2回目の接種終了後、おおむね1年の間隔をあけて追加免疫1回を接種します。

【2期】①対象年齢：9歳以上13歳未満（13歳の誕生日の前日まで）

②接種回数：1回 ※標準的な接種年齢は9歳です。

《留意事項》

①標準的な接種年齢（1期は3歳～4歳、2期は9歳）での接種をお願いします。

②生後90か月（7歳6か月）を超え9歳未満の間及び13歳を超えた方は定期接種の対象外になります。

③生後90か月（7歳6か月）に達するまでに1期接種3回を完了できなかった方が、残り回数分を9歳に達してから接種することはできません。



2 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた方（特例措置対象者）

当該生年月日の方は特例措置の対象になります。生後90か月（7歳6か月）に達するまでに1期接種を完了できなかった方は、残りの回数を第2期（9歳以上13歳未満）の間に接種することができます。

○過去に接種歴のない方

9歳以上で接種を始める方は、13歳に達するまでの間に、1回目から2回目は6日以上（標準的には6～28日）、2回目から3回目は6か月以上（標準的にはおおむね1年）、3回目から4回目（2期）は6日以上の間隔をあけて接種。

○過去に接種歴のある方

13歳に達するまでの間に、6日以上の間隔をあけて残りの回数（最大4回のうち、すでに接種した分をのぞいた回数）を接種。

3 平成19年4月1日以前に生まれた方で20歳未満の方（特例措置対象者）

当該生年月日の方は、特例措置の対象になります。20歳に達するまでの間に1期3回、2期1回の計4回の接種が可能です。

○過去に接種歴のない方

1回目から2回目は6日以上（標準的には6～28日）、2回目から3回目は6か月以上（標準的にはおおむね1年）の間隔をおいて3回目を接種。3回目から4回目は6日以上（おおむね5年の間隔をあけることが望ましい）の接種間隔により接種。

○過去に接種歴のある方

6日以上（3回目の接種の場合は前回接種から6か月以上）の間隔をあけて残りの回数を接種。

実施場所	函館市および北斗市、七飯町の小児科等 ※町内の医療機関では接種できませんので、ご了承ください。
持ちもの	予診票、母子健康手帳 ※接種料金は無料です。
受け方	①各自で医療機関に予約をしてください。 ②予診票に記入し、接種当日医療機関に持参し、接種を受けてください。

※予診票は、以前に送付しておりますが、お手元がない場合はご連絡ください。

※お問い合わせ先 役場保健福祉課 保健推進係（TEL：7-5291）